※令和6（2024）年度後期から申請方法が変わります
※学部生対象（私費外国人留学生除く）

日本学生支援機構 給付奨学金に新規申請する方

令和6（2024）年度後期　高等教育修学支援新制度による授業料減免の実施について（新規申請）

A様式1

令和2年度から始まった住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象とした高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による授業料減免です。日本学生支援機構給付奨学金を申請し、給付奨学生として採用された際に決定する支援区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）に応じた免除を受けることができます。「新制度」による授業料減免を新規で希望する者は、申請書類【A様式1】を申請期間内に提出し、所定の手続きを完了してください。

■「新制度」による授業料減免の詳細について　→　文部科学省公式ウェブサイト
■ 日本学生支援機構給付奨学金について　→　日本学生支援機構公式ウェブサイト

【申請書類】

学部生（私費外国人留学生除く）で、令和6（2024）年9月に日本学生支援機構給付奨学金（二次採用）に申請を予定している者（2024 年 10 月から 2025 年 3 月まで休学中の者は除く）
→修学支援新制度の授業料等減免（新規）申請書【A様式 1】

【申請期間】

令和6年 8 月 23 日（金）　～　令和6年9月30日（月）※17時厳守

【申請方法及び提出先】

申請書様式【A 様式 1】をダウンロードし、Microsoft Forms の「修学支援新制度による授業料減免申請（新規）【A 様式 1】」に、申請期間内にアップロード（提出）してください。
※アップロード用の URL は、修学支援システム（学生用メッセージ）にてお知らせします。
※Microsoft Forms には、愛媛大学アカウントでサインインしてください。

【判定結果の公表時期】

2025 年1月中旬頃、修学支援システム（学生用メッセージ）等により通知します。
※結果通知までは、授業料の納付が猶予されます。（口座登録済の場合は授業料の引落を停止します。）
※結果が「不許可」又は「一部免除」となった場合で口座登録をされていない場合、振込依頼票を学資負担者（保証人）宛に普通郵便で送付します。

★注意事項★

●【A様式1】を提出する前に、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」 で、おおよその家計基準を満たすか確認してください。
●【A様式1】を提出した者は、令和6年（2024 年）9月予定の「給付」奨学金「二次採用」の申請手続きを必ず行ってください。給付奨学金の申請を行わない場合、結果通知までは授業料の納付を猶予しますが、授業料減免は「不許可」として通知しますので、授業料の支払い方策をあらかじめ検討してください。
●奨学金の申請方法や申請期間については、愛媛大学ホームページ「奨学金制度」にて案内していますので、随時確認してください。
●申請期間外でも、予期できない事由により家計が急変した者については、事由発生後3ヶ月以内に、学生生活支援課奨学金担当に相談してください。

【お問い合わせ先】愛媛大学学生生活課　学生生活支援チーム　　TEL：(089)927-9169
E-mail：menjo(at)stu.ehime-u.ac.jp　※(at)は@に置き換えてください。

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申込予定の方

学生証番号									氏名	

※入学手続時は氏名のみ記入

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（新規）

（高等教育修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予申請用）

A様式１

年　　月　　日

愛媛大学長　殿

私は、貴学に対し、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

◆　授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）前期分は4月現在、後期分は10月現在で記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年　　月入学
	氏　名				
	生年月日	（西暦）　　年　　月　　日生			
	現住所	〒　　－ 都道府県　　市区町村			
	所属学部	学部	学生証番号		
	学　年	年	昼間・夜間の別	□昼（昼夜開講を含む）　□夜	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）	（学校名）		（期間/月数） 年　　月～　　年　　月／　月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある　・　ない	
	機構の給付奨学金に関する情報 （いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。） ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	□　予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
	□　在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 （給付奨学生となっていれば奨学生番号）】	（申込予定者は受付番号記入不要。チェックのみ要。）			

※申請前に、次頁の注意事項をご確認ください。

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申込予定の方

申請書の作成にあたっての注意事項

イ　大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、**あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。**

申込予定者で、先に本紙「Ａ様式１」を提出する場合、本学が指定する期日までに給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に学生生活支援課の窓口まで問い合わせてください。

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ　給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。

ハ　「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、**予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを添付してください。**

二　過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ホ　入学年月について、**編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください**。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

編入学等の前の学校で、日本学生支援機構の「給付奨学金」を受けたことがある者は、在学(在学予約)採用の申込を行った者の欄にチェックを入れ、編入学前の学校の給付奨学生番号を記入するとともに、給付奨学生証のコピーを添付してください。

ヘ　**申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。**また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

ト　**申請にあたっては、大学から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。**

①　卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること

②　定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること

③　定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること

※　警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ２回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。

④　本制度による授業料等減免又は給付奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること

※　貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。